

議案第1号関連資料

すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例の制定について

1 制定の目的

本市の「誰一人取り残さないまちづくり」の更なる推進を図るため、こどもや高齢者、障害者だけでなく、誰もが支援が必要な状態になりうるという考えに立ち、支援が必要な人も含めたすべての人と一緒にまちづくりを進めるといふ、市が目指す「やさしいまち」の包括的な指針を定めることを目的とする。



2 条例の概要

(1) 基本理念（目指すインクルーシブ社会の姿）

- ①支援が必要な人が確実に支援を受けられる社会
- ②支援が必要な人の自己決定権が尊重される社会
- ③すべての人にインクルーシブ理念の必要性が理解される社会
- ④すべての人が個性を活かし、持てる力を最大限発揮できる社会

(2) 基本方針（取組方針）

- | | |
|------------|----------|
| ①あらゆる差別の解消 | ③情報の確保 |
| ②当事者参画の推進 | ④関係機関の連携 |

(3) 推進する基本的施策

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ①インクルーシブ教育の推進 | ⑥地域生活関連施設の整備等 |
| ②災害時要配慮者の支援等 | ⑦移動手段の確保 |
| ③総合相談体制の整備等 | ⑧移動円滑化促進方針及び
基本構想との関係 |
| ④地域生活の支援 | ⑨ユニバーサルツーリズムの促進 |
| ⑤障害者等に対する雇用及び就労支援 | |

3 施行期日

2022年(令和4年)4月1日

4 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 2021年12月15日(水)～2022年1月19日(水)

(2) 意見総数 122件(77人)

20～40代(8人)、50代(13人)、60代(29人)、70歳以上(27人)

(3) 意見(抜粋)

- ・賛成(72人)、内容が不十分(2人)、反対(0人)
- ・多様な当事者の声が反映されるインクルーシブなまちづくりが進むことを期待。
- ・すべての脆弱な立場にある人を対象とした条例であり安堵している。
- ・性的マイノリティである私も安心してこのまちで暮らしていける根拠になる。
- ・障害者重視に見える、障害以外の属性(人種・宗教など)を示すべき
- ・インクルーシブが難しいので、わかりやすい言葉で丁寧に説明していくべき。
- ・明文化することで、ソフト面のバリアフリーなどが広がることを期待。

<条例案の修正点>

- ・前文を「である調」から「ですます調」に変更
- ・第8条「あらゆる差別の解消」の取組に、「市民や事業者との連携」を追記

5 今後の取組方針

(1) わかりやすい版パンフレットの作成

こどもから高齢者まで幅広い層にインクルーシブを理解してもらえるよう、漫画を活用したパンフレットを作成するとともに、出前講座などで周知啓発を進めます。

(2) インクルーシブアドバイザー制度の実施

基本方針の一つである「当事者参画の推進」に重点的に取り組み、障害者をはじめとする多様な当事者や支援者、専門家との意見交換の場を市がコーディネートし、地域の活動団体や事業者の取り組みを支援していきます。

また、来年度予定している商店街やホテルのバリアフリー補助事業についても、補助要件にインクルーシブアドバイザー制度の活用を義務づけることで、当事者とのコミュニケーション機会を確保し、実効性のあるバリアフリー事例を積み重ね、当事者の声による気付き・改善プロセスの定着を図ります。

<他施策との連携イメージ>

